

平成28年7月26日(火)

平成28年度 角田市民生委員・児童委員研修会

地域における相談支援の基本 パート2

NPO法人ふくし@JMI 小湊純一。
(社会福祉士/主任介護支援専門員)

特定非営利活動法人

ふくし@JMI (NPOふくし)

981-1505 宮城県角田市角田字栄町 22

TEL 0224-61-1266 FAX 0224-61-1277

Eメール mail@npjmi.com

ホームページ <http://www.npojmi.com>

～事業～

居宅介護支援(ケアマネジャー)

福祉の総合相談(社会福祉士, 介護福祉士)

高齢者障害者権利擁護・成年後見(法人後見)

福祉人材育成 福祉研究 等

1 自立の支援

(1) 自分でできることは自分でできるように手伝います。

利用者が自分でできること自分でできないことを、尋ねたり、体の状態を見たりして支援します。

自分で簡単にできるところも代行してしまうと、その時は喜ばれるかもしれませんが、能力の発揮を妨げ、出来ない人にしてしまい、依存性を高めてしまう場合があります。

(2) 決めるのは利用者本人です。

決めるのは支援者でなく利用者本人です。支援者は、利用者が決めるため提案や情報提供をします。

一人ひとり考えかたや好みが違いますから、決して押し付けたりしないように気を付けます。

自分と考え方が違う人を「ダメな人」「言う事を聞かない人」扱いにしてはいけません。

(3) 利用者本人の生活を受けとめて尊重します。

物の置き場所、生活習慣、片づけ方、好き嫌い人によって様々です。

また、体が不自由になったり、認知症になったとしても、利用者その人の生活が続けられるように支援します。

利用者に対してどう対応すれば良いかわからない時は、自分一人で判断しないで、わかる人に相談して対応します。

2 対人援助技術の必要性

対人援助は、人と人との関係性によっておこなわれます。

支援者が支配（管理）しようとしたり、支援を受ける人が依存的になったり、互いに、もしくはどちらかが否定的になったりすれば、自立支援関係は成り立ちません。

対人援助の原則は、自立支援のための、良好な関係性を得るための基本的対応方法です。

(1) 想いや考えを受けとめる ということ

- (2) 「いろいろな人がいるんだなあ」と思う ということ
- (3) 自分のことを自分で決める手助けをして、決めたことを尊重する ということ
- (4) 否定しないし、押し付けない ということ
- (5) 役割を十分に理解し、自分の感情をコントロールして対応する ということ
- (6) 想いや感情を素直に出せるような状況や雰囲気大切 ということ
- (7) 秘密保持は相談支援の大前提 ということ

～ 話の聞き方, 話し方, 接し方 ～

人が相手の仕事です。どのような聞き方, どのような話し方, 接し方をすれば良いのかを考えます。

また, どのような聞き方, どのような話し方, 接し方が悪いのかも考えます。

2005. 11. 07. 加藤美和子

	良い対応	悪い対応
1	目を見て話をします。	視線を合わせない。 凝視する。
2	表情でも共感します。	無表情で話す。
3	想いに反応します。	反応しない。
4	テンポやペースを合わせます。	テンポやペースを合わせない。
5	想いに気づきます。	気づかない。 気につけない。
6	「そうですか」と言います。	否定する。 「違うでしょう」と言う。
7	「いいですよ」と言います。	拒否する。 「だめ」「何やってんの」「無理」と言う。
8	想いを尊重します。	押し付ける。 決め付ける。
9	プライバシーを守ります。	いろいろ詮索する。 いろいろ聞く。 断りなく他の人に話す。笑い話にする。
10	普通に話します。	偉そうに話す。 馴れ馴れしく話す。 よそよそしい敬語で話す。
11	普通に見ます。	「かわいそう」などと特別扱いでする。

1 目を見て話をします。

普段、「こんにちは」などと挨拶をする時、その人の目を見て挨拶をするのが普通です。もし、全く違う方を見て挨拶をされたら誰に言っているのかわかりません。

挨拶の時だけではなく、普段話しかけられた時でも、視線を合わせて答えている時と、そっぽを向いて答えている時を想像してみてください。同じ返事をしたとしても、全く違う印象を受けるのではないのでしょうか。

どんなに優しい話し方をしたり、心では気を使っていたとしても、目を見ていないとその気持ちはその人には伝わりません。

2 表情でも共感します。

いくら返事をしていても表情が無表情だったら、話している人はただ聞き流されているのだろうと感じるでしょう。

例えば、「この前、紅葉狩りに行ってきたんです。とてもきれいでしたよ。」と嬉しそうに話した時に、「良かったですねー。」と笑顔で嬉しそうに答えてもらえたら、その人はもっと嬉しい気持ちになると思います。それが、「そうですか。」と無表情で返答されたら、(この人に話さなければよかった・・・)という気持ちになるでしょう。

楽しい話、悲しい話、面白い話・・・など、話の内容に合わせて表情で表現して話を聞くとその人は話しやすくなります。

3 想いに反応します。

話を聞く時、相槌を打ちながら聞きます。反応がなければ、聞いているのか聞いていないのかわかりません。話の合間、合間に頷きながら聞いて反応しますが、ただ頷くだけでは聞いてもらっているという想いにはなれません。その時はその人の目を見て、表情や仕草などで表現して話を聞きます。

さらに、それでも足りない場合があります。例えば、(自分のやったことが本当に良かったのだろうか・・・)と悩んでいる人がいて、そのことを相談されたとします。その時、その人の目を見て、その人の気持ちを考えながら表情にも表して、頷きながら聞いたとします。でも、その人はそれだけで満足できるのでしょうか。その人は、本当は何かを言ってほしいと望んでいるのかもしれない。

話の内容や、その時の気持ちによっては、聞いてもらうだけで満足することもあれば、何か言ってほしいと思う時もあります。その気持ちに気づいて、その気持ちに沿った反応することが大切です。

4 テンポやペースを合わせます。

話の途中でせかしたり、遮ったりしないように注意します。

例えば、ゆっくりの口調で話す人に、早口でペラペラ喋ったり、せかすように頷かれたらいかがですか。口調を合わせることによって、その人は自分のテンポで話すことができ、伝えたいことも思うように伝えることができるのです。

それは、行動でも同じことです。もし、付き添いの介助で観光に出かけた時、その人はゆっくり見ていたいと思っているのに、「次はあっちに行って見ましょう！」などと言って自分のペースで行動したら、その人は楽しめず、気を使って言いたいことも言えないでしまうかもしれません。その時に、その人がどう思っているのだろうか・・・という気遣いができればその人は楽しめるのだと思います。

話し方などのテンポは人によって皆違います。自分のテンポではなく、その人のテンポやペースに合わせるよう心がけます。

5 想いに気づきます。

気づくということは、“その人の想いをわかろうとする”ということです。

例えば、自分で解決できない悩みがあり、相談をしようと思い友人を訪ねました。ドアを開けて玄関に入ったものの、言いづらいのと、聞いてくれるかどうか不安でどうしていいか分からなくなりました。その時、もし「何ですか？どうしたの？」と言われたらいかがですか。また、すぐに「よく来てくれましたね。中へどうぞ。」と声をかけられたらいかがでしょうか。

言葉だけではなく、その人の表情や仕草をみて、その人の気持ちに気づくことが大切です。

6 「そうですか」「そうですね」と言います。

例えば、「私、この花が好きなんです。」と言った時、いきなり「私はそれよりもこっちの花の方が好きです。」と言われたら、その人は否定されたという想いになります。感じ方や考え方は人それぞれです。たとえ自分は違うと思ったとしても、その人の気持ちをそのまま受け入れて、まずは「そうですか、〇〇の花が好きなんですか。」と答えます。そして、その時援助者は、その人の“好きな花”を知ることができ、その人もわかってもらえたと感じることができます。その後で、「私の好きな花は、〇〇なんですよ。」と話せばいい訳です。

7 「いいですよ」と言います。

「△△に行きたい。」と言ったとします。その時もし、最初から「無理です」「できません」と言われたらいかがでしょうか。反対に、「いいですよ」と言われて、一緒に考えたり、やってみたりできたら嬉しいし、それでもしできなかったとしても、その人も納得できるでしょう。

何もしないで決め付けるよりは、前向きにできる方がいろいろな発見や気づきがあるのではないのでしょうか。

ただし、「いいですよ」というのは、何でも言うことを聞くという意味ではあ

りません。それが危険なことだとしたらできないこともあるということも理解しておかなければなりません。

また、想いを理解した上で、新たな提案を試してみるのも良いことです。

8 想いを尊重します。

“尊重する”というのは、その人の気持ちを大事にするということです。

強引に勧められ、勝手に決められ、それが絶対いいからと決め付けられたらどうでしょうか。

決めるための提案をしてくれ、決めたことを尊重されるのは気分のいいものです。

9 プライバシーを守ります。

何でも根掘り葉掘り聞かないようにします。あまり詮索されると何も話したくなくなります。本当に必要で聞くのか、興味で聞くのかでは大きく違います。

また、他の人の噂話もしないように注意します。「〇〇さんが言ってたんですけど・・・」とか、「この前、△△さんの家に行った時・・・」などと何でも話してしまったら、恐らく自分のことも他の人に話しているかもしれないと感じ、その人からの信頼はなくなり、もう何も話したくないという想いになるでしょう。

どうしても、誰かに話す必要がある時には本人の了解が必要です。

10 普通に話します。

特別丁寧過ぎず、馴れ馴れしくもなく、偉そうでもない話し方をします。その人との関係は、友達のような親しい関係ではなく、また、会社のように上司と部下のような関係がある訳でもありません。

年下の人から、「〇〇ちゃん」と呼ばれたり、「ちょっと待っててね！」などと言われたらどうですか。また、堅苦しく「△△でございます」「かしこまりました」などと言われたらどう思うのでしょうか。

一人ひとりに合わせた話し方をすることが、その人に対する“普通の話し方”なのだと思います。

11 普通に見ます。

世の中にはいろんな人がいます。一人ひとり顔も違うし、体型も違います。感じ方も考え方も違います。似ている人はいても絶対に同じ人はいません。

また、高齢者とか障害者というと、何か特別のように思われることがあります。特別なことは何もありません。障害があっても不自由なことがあっても「かわいそう」などと思ってほしくはないし、特別扱いをされたいとも思っていないのです。共感や普通であればいいですが、同情は余計なお世話だと思います。

その人はどんな人で、どんなことが好きで、どんな風にしたいとされていて・・・

などということを知ることができて、そのためにその人は何ができて、何ができないのか、何を望んでいるのか・・・そういうことをわかろうとすることが、当たり前前にできたらいいのではないのでしょうか。

自分だったらこうしてほしいということで考えるのではなく、その人だったらどうしてほしいのかと考えることが大切です。

やってあげるという感覚ではなく、ごく自然に、普通にその人のために何かの役にたてたら嬉しいものです。

3 高齢者の権利を守る成年後見制度

成年後見制度の意義

Q 成年後見制度とは、どのようなものなのでしょうか。

成年後見制度とは、痴呆症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する仕組みです。

従前から禁治産制度というものがありましたが、この制度は 100 年も前に作られたもので、本人の権利をすべて剥奪するという内容のものでした。

判断能力が衰えてきても、そのことで人間の尊厳が損なわれるわけではありません。そこで、本人に残っている能力を最大限に活かし、不足している部分を補うという形で、本人を保護・支援していくべきとの思想の下で作られたのが、新しい成年後見制度です。

Q 成年後見制度の基本的な考え方は、どのようなものなのでしょうか。

人は、社会生活を営むとき、意識するとしなやかにかかわらず、様々な契約をしています。買い物をするときの売買契約、お金を借りるときの金銭消費貸借契約、銀行に預金するときの契約、介護サービスをうけるときの契約、施設入所するときの契約などなど。そのとき、判断能力が衰えたことで不利な契約を結んでしまわないように、その人に合った安全な契約ができるように、その手伝いをする者を付ける。これが成年後見制度の基本的な考え方です。その手伝いをする人を後見人といい、本人と一緒に契約に問題がないかを判断したり、間違っていて結んでしまった契約を取り消したり、本人の代わりに契約を行ったりします。

今注目されている介護保険制度が、身体的能力が不十分になった場合の社会的支援の仕組みであるのに対し、成年後見制度は精神的能力が衰えた場合に、これを支えるというもので、両者は車の両輪のように互いに必要なものされています。

Q 成年後見制度に関する諸外国の取り組みを教えてください。

社会の高齢化現象が早くからはじまっていた欧米諸国では以前から、成年後見制度の研究と採用が進められてきました。遅くとも 1990 年代前半には、ある程度の法改正を終えています。イギリスの持続的代理権授与法、ドイツの成年者世話法、カナダの代行決定法、アメリカの統一後見手続法などが有名で、システムなどは国により異なりますが、基本理念はノーマライゼーション（ハンディキャップのある人を社会から隔離したり、特別扱いしたりするのではなく、人間らしく普通の生活ができるように支援すること）を目指し、自己決定権（自分のことは自分で決めるという人間の尊厳にかかわる権利）を尊重し、

残存能力を最大限活かして、判断能力が不足している人々を支えていこうとするものである点で共通しています。

イギリスでは判断能力がなくなる前に、あらかじめ契約で財産の管理を任せる権限を与えることができるという仕組みを作り、現在の任意後見制度の基になりました。またドイツでは、裁判手続きの中に本人の意思や能力を確認、見直す仕組みを取り入れて、また身寄りがなく親類や身近な人の中に後見人となる人がいない場合に、後見人を紹介する世話人協会というシステムを作り出しました。これなどは後見人候補者を養成し供給する機関である社団法人成年後見センター・リーガルサポートを作る上で大いに参考になりました。

わが国では、遅れて高齢化時代を迎えたものの、現在では、世界のどの国も体験したことのない速さで超高齢社会へ移行しつつあります。制度や仕組みが、現実の社会の変化に対応しきれないという状況下で、より良い未来を築くために国民一人一人の取り組みも待望されています。

Q わが国には、今まで成年後見制度といわれるものはなかったのですか。

成年後見制度が作られる前の民法には、禁治産および準禁治産の制度がありました。禁治産の制度は、心神喪失の常況（自分の行ったことについて合理的判断をできないのが常という状態）にある者が、禁治産の宣告を受けると後見が開始され、後見人がおかれ、本人の保護を図ることとしていました。準禁治産の制度は、心神耗弱者（判断能力が不完全な人）と浪費者が、準禁治産の宣告を受けると保佐が開始され、保佐人がおかれ、本人の保護を図ることとしていました。

しかし、この「禁治産」・「準禁治産」の制度は、100年以上も前に作られた制度であり、以前から次のような問題点があって、利用しにくい制度であると言われていました。

- (1) 定型的な二つの類型しかなく、状況に応じた柔軟で弾力的な対応ができない。
- (2) 心神喪失、心神耗弱という要件が厳格であるため、軽度の痴呆・知的障害・精神障害等に対応できない。
- (3) 禁治産では、日用品の購入を含むすべての法律行為が取り消しの対象となってしまう。
- (4) 準禁治産では、保佐人は本人がする契約に同意する権限があるだけで、本人の代わりに契約をしたり、本人が誤って結んでしまった契約を取り消したりするといった実行性のある権限に欠ける。
- (5) 夫婦の場合、配偶者が必ず後見人・保佐人になるものとされているが、夫婦共に高齢者であるなど後見人等の事務ができないことが少なくない。
- (6) 後見人、保佐人は一人とされていて、複数名の選任ができない。
- (7) 福祉関係の行政機関に申立権がないため、身よりのない者の財産管理等に支障を生ずることがある。
- (8) 禁治産という用語や、種々の資格制限もあって、社会的偏見が強い。
- (9) 戸籍に記載されるので、親族など関係者の心理的抵抗感が強い。

そこで、これらの問題点の改善と同時に自己決定権の尊重、残存能力の活用等の新しい理念をとり入れ、新しい成年後見制度が設けられました。

法定後見制度と3類型

Q 法定後見制度とは、どのような制度ですか。

新しい成年後見制度は、大きく2つに分けることができます。1つが家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度であり、もう1つが元気なうちに自分で後見人を決めておく任意後見制度です。ここでは法定後見について紹介します。

今回、法定後見制度として、後見・保佐・補助という3つの類型が設けられました。従来の禁治産制度には後見類型が、準禁治産制度には保佐類型が、それぞれ対応しています。そして、保佐類型に至るまでには判断能力が衰えていない人（例えば、軽度の痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者）を支援するものとして新たに補助類型が設けられました。

いずれの制度も、判断能力が不十分となった人たちの人権や利益を守るために用意されたものです。

Q 後見類型とは、どのようなものですか。

後見類型の対象となるのは、自分の財産を管理したり処分したりすることが全くできない人です。具体的には、重度の知的障害者・精神障害者・痴呆性高齢者などで、常に判断能力がなく、自分だけで物事を決定することが難しく、日常的な買い物も1人ではできない人ということになります（一時的に正常な状態に戻ることがあっても、1日のほとんどが判断能力がないという場合も該当します。）。家庭裁判所がこの類型に該当すると判断し、後見開始の審判をすると、後見がスタートし、成年後見人が付けられます。成年後見人は、後見を受ける人に代わって契約を結ぶなどの法律行為を行います。また後見を受ける人が不利益な契約を結んでしまった場合には、その契約を取り消して、白紙に戻すことができます。

後見が必要となる事案としては、後見を必要とする人が関係する相続に関する遺産分割、不動産の売却、老健施設などへの入所契約が必要な場合などが考えられます。

Q 保佐類型とは、どのようなものですか。

保佐類型の対象となるのは、簡単な契約はできるけれども重要な財産（土地や車など高額な物）を管理したり処分したりするには、常に援助が必要な人です。具体的には、知的・精神的障害のある人、痴呆がある程度進行している高齢者など、判断能力が著しく不十分で、日常的な買い物くらいは自分でできる

けれど、重要な契約などは無理という人が該当します。この類型に該当する人には、保佐人という援助者が付きます。保佐人には、不動産を処分したりお金を借りたりするなどの重要な法律行為について、後見人同様、不利益な契約を取り消すことができる権限が与えられます。また保佐を受ける人が同意し、裁判所が認めた事項については、本人に代わって契約を行うこともできます。

保佐類型では、保佐人が不利益な契約を取り消すことができるというのが最も重要な点であり、訪問販売などで高額な商品を買わされる一人暮らしの高齢者の保護などで大きな効果が期待されています。

Q 補助類型とは、どのようなものですか。

補助類型の対象となるのは、判断能力が不十分ながら自分で契約などができるけれども、誰かに手伝ってもらったり代わってもらほうがよいと思われるような人（軽度の知的障害者・精神障害者・初期の痴呆状態にある人）などです。補助を必要とする人には、補助人が付きます。補助人は、裁判所が認めた事項について契約を取り消す権限、補助を受ける人に代わって契約を行う権限が与えられます。

必要な事柄について、必要な程度で、補助人は補助を受ける人を援助します。自分でできることは自分で行い、不足しているところを補うことを目的としており、自己決定権の尊重、ノーマライゼーションという新制度の理念が活かされた類型といえます。したがって、この類型は、補助を受ける人の同意が必要です。本人の生活・療養看護、介護支援契約、不動産の処分など重要な判断を求められる様々な場面での利用が考えられます。

地域包括支援センター

総合相談支援及び権利擁護業務の内容と流れ

1 基本的な視点

- (1) 総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。
- (2) 本業務は、社会福祉士が中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種をはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

2 業務内容

(1) 地域におけるネットワーク構築業務

- ① 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。
- ② 地域の様々なニーズに応じ、これらのネットワークを有効活用していくこととなるが、特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を早急に構築することが必要である。

(2) 実態把握業務

- ① 総合相談支援業務を適切に行う前提として、(1)のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

(3) 総合相談業務

総合相談業務として、次の業務を行う。

- ① 初期段階での相談対応
 - ア 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。
 - イ 適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ② 継続的・専門的な相談支援
 - ア 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。
 - イ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(4) 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

- ① 成年後見制度の活用
高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケ

ースであれば、以下の業務を行う。

ア 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。

イ 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

② 成年後見制度の円滑な利用

ア 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。

イ 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保する。

ウ 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。なお、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していない。

③ 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

④ 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとる。

⑤ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

⑥ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行う。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（一部）

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的

負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（一部）

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

成年後見制度利用支援事業

市町村が行う成年後見の申立に関し、補助金が市町村に交付される。

1 補助事業の要件

- （1）対象者が、重度の痴呆性高齢者、知的障害者であること。（要介護認定を受けている必要はない。）
- （2）市町村長の申立によって成年後見の審判が行われること。
- （3）助成を受けなければ、成年後見制度の利用に必要な経費（後見人報酬等）の支払いが困難であると認められること。

2 補助金交付の注意点

- （1）この事業は、国庫補助事業「介護予防・地域支え合い事業」として、県から補助金が市町村に交付される。
（国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4）
- （2）この補助金は、各年度に「協議」、「交付申請」等の手続が行われるので、市町村において、あらかじめ年度ごとの事業量を見込み、県と所定の手続・調整を行う必要がある。

「不適切な介護と年金の搾取」

Bさん 女性 86歳 要介護1 (平成27年11月)

認知症(診断は受けていない) 一人暮らし(犬一匹)

家族 長男：疎遠。
長女：今年に入り再婚し、隣町に在住。
孫：隣町在住。結婚し、まもなく第2子出産予定。

親戚 本人の兄弟や亡くなった夫の兄弟が隣市在住。数年前までは行き来し連絡とっていたが、一緒に住んでいる娘さんとの関係が悪く、今は疎遠となっている。

関係している機関・関係者
ケアマネジャー，民生委員，ヘルパー，デイサービス，地域包括支援センター，近隣の方，昔からの知人，警察(徘徊の為)

1 虐待発見の状況・経緯

不適切な介護・世話。不衛生。経済的虐待(本人の年金の殆どを娘さんか孫さんが使っている。)

平成23年

民生委員を通じ、Bさん本人が施設に入りたいとの相談。また、「娘がお金をくれない」等の相談がある。Bさんと担当職員、民生委員で数回対応するも、Bさん本人が「やっぱりいい。」とのことで、話が途絶えていた。

平成25年7月

坐骨骨折により入院。A病院のMSWより、介護保険の利用についての相談依頼あり。入院中の面談を伝えるが、本人の身体機能が回復し、サービス利用拒否の為、入院中の面談には至らなかった。

平成25年9月

民生委員から連絡を受け訪問。娘さんと同居していたが殆ど帰ってこなくなった。Bさんは、生活には困っていないというが、介護サービス利用料金、公共料金の滞納がある。

平成27年3月

孫さんから連絡あり。もの忘れがひどくなり、お風呂やトイレに介助が必要になってきたということで介護サービス利用開始となる。

Bさんの年金は娘さんが管理してるが、娘さんは借金があり、年金のほとんどが借金の返済に充てられている。今後は孫さん夫婦がBさんの面倒をみることになり、通帳もお金も預かり、連絡の窓口も孫さん夫婦となる。(孫さんは出産を控えている。)

その後

孫さんが介護の窓口となり介護サービスが始まったが、公共料金の滞納、介護サービス利用料金の滞納が続き、水道・ガス・電気が止められてから支払いに行くことが繰り返すようになった。

孫さんは犬には餌をあげに来ている。食材は買ってくるが、Bさんの面倒をみている様子はなく不衛生な状態になってる。

平成27年9月

半年経過し、孫さんから娘さんに窓口変更となる。

Bさんの徘徊するようになり自宅の玄関先に座っていることが多くなる。

平成27年10月

Bさんの徘徊が頻繁となり、警察から保護(2回)されたり、隣家にも上がりこみ動かず、包括支援センター職員、民生委員、近隣の人が協力して自宅に連れ帰った。

2 問題点

- ・ Bさんは年金や財産収入があるが、お金を持っていない。
- ・ Bさんの年金を考えると、サービスの利用料金や公共料金など支払えるはずだが、出来ていない。
- ・ 住居、居住部屋が極めて非衛生的。(犬の放置・尿臭など)
- ・ 汚れた服や物が放置されている。
- ・ 通院が出来ていない。認知症に対しての診察を受けていない。
- ・ ケアマネジャーや関係機関の担当者と話し合いをするが、その都度話が変わる。

～意向～

(孫さん) おばあちゃんの面倒は自分がみる。いずれ引き取って一緒に暮らしたい。

(娘さん) 借金のため、返済方法を法テラスに相談。計画返済を行っている。
今後のことを考え、母親を施設にお願いし、家を売りたい。

通帳は娘さんが持っている。金銭面で不安はあるが施設に入所させたいというが、母親は家にいたがっているといい施設入所の申し込みはしていない。

(地域の人たち)

- ・ 自宅から犬の吠える声が聞こえる。
- ・ 庭や家屋の手入れしておらず，放置している。
- ・ 町内会費を滞納している。
- ・ 近所付き合いがなく，一人で死んでいたら困る。
- ・ 道路に座りこんでいたり，徘徊している姿を見て，早く施設に入れて欲しい。Bさん家族に対する不満。
- ・ 近くに小学校があり，通学中の小学生がBさんを見て怖がっている。

「ゴミ処理できない独居高齢者」

Sさん 男性 75歳 要介護2

○町出身。11人兄弟の9番目として出生する。両親は農業に従事していた。近隣者の話では学校を休みがちだったということである。結婚していない。

若い頃には隣市の一般企業で約8年間仕事をしていた。以後、就労経験はなく、家業である農業や近隣の畜産農家の手伝いをしてきた。親戚との関わりは薄い。

バイク免許を取得しており、数年前までは運転をしていた。金銭管理能力に問題があり、年金を受給するとパチンコなどに使ってしまっていた。飲酒はしていたが、今は晩酌程度である。

Sさん本人名義の自宅に居住しているが、昔から犬と猫を室内で飼っていて非常に不衛生にしていた。現在は糞尿により床は抜け落ちてしまい、壁も壊れている。

トイレを使わず、尿をペットボトルに溜めて、あちこちに放置している。タバコを吸うが、吸殻の管理も悪く部屋中に置いている状況である。ゴミが散乱して、室内は非常に乱雑な状況である。

平成26年に生活保護受給開始する。平成26年12月にはゴミの量が膨大となったことから、役場でトラックを準備して大量のゴミを大型トラックで運搬して処分した。

「介護サービス等に繋がらない老夫婦」

Mさん 男性 78歳, Tさん 女性 83歳

78歳の夫と83歳の妻の老夫婦が在宅生活をしている。子どもはいない。

夫のMさんは耳が遠く、妻のTさんは眼が悪い、それでも2人でなんとか生活が成り立っていた。

2年位前より、室内にほこりがたまり、ストーブをつけるとカーテンに近いため火事の心配もあったが、ヘルパーやデイサービスを勧めても同意が得られなかった。

昨年秋からは、Tさんの生活リズムが乱れ始め、昼ごろに起きてくる状況で、心配した民生委員から通報があったが、Mさんは問題視しておらず、Tさんもデイサービスには行かないと拒否している。

今年の春には、Tさんの食事回数が減り1日1回となる。5月には、1日1回も食べない日も珍しくなくなるが、夫婦ともに病院受診やサービスを拒否する。Mさんが調理と買い物を担当していたが、冷蔵庫の中には同じような食材が大量に保存してありほとんどが賞味期限切れであった。

6月に入りMさんの弟さんの同意のもと、ようやく介護認定申請に至るが、Tさんは認知症による意欲低下が著しく生命に危険があると判断され入院となる。現在はMさんが一人で在宅生活を送っていて、周りの支援を望んでいない。

明らかに介護サービス等が必要だと思うのに、入り込めない。

「母親のサービスを拒否する息子」

Nさん 女性 93歳 要介護3

93歳の母親と62歳の息子さんの2人暮らし。息子さんは仕事はしていない。母親の介護を行っているというが、朝から焼酎を飲んで寝ていることがある。経済状況は母親の年金で2人が生活をしているので非常に厳しい。

息子さんからは、「生きるための生活が大事だから介護保険サービスは必要がない」と、話して介保険更新のための病院受診を拒否している。

母親はこたつに布団を敷いて、その場所で丸くなった状態で、一日中寝て過ごしている。お腹がすくと、動き出して一人で何かしゃべっている。

息子さんは栄養ドリンクやバナナ、パン等を食べさせている。入浴をしている状況も感じられないため、サービスが必要と思われるが、強制的には介入が困難である。

息子さんからは、国の制度の不満や行政の不満等を訴えており、なかなかこちら側からの話を受け入れてくれない状況である。

2015.08.05. jk.

A さん (アルツハイマー型認知症)

トイレの場所が分からないのか、部屋の隅で放尿するようになり困っている。職員が付き添い誘導しているが、うまくいくときといかないときがあり後始末が大変。夜中にホールの隅の方で放尿することもある。

施設での生活に慣れてきたためなのか、「いい天気だから散歩に行きましょう～」と言って手を引こうとすると、払いのけて「何するの！」と言って拒否したりする等、職員に対して反抗的な態度や言動がみられるようになった。

周りの入所者は夜寝るのが早く、夕飯を食べ終わるとそれぞれ自分の部屋で休むが、A さんはホールにいて「他の人は？」と尋ねてくるので、「みんな部屋で休みました」と説明しても納得せず、他の入所者の居室を覗きにいくなどの迷惑な行動があり困っている。

風呂敷や自分の着ている服に、本棚に置いてある本や食事の残りなどを包み持ち歩くことが多くなった。何度もやめるように注意しているけれども言うことを聞いてくれない。

帰宅願望が頻繁になってきた。夕方になると「家に帰る！」と言って落ち着きがなくなり、玄関から外に出ていこうとするようになり困っている。家族に連絡し協力を求めても、「仕事があるので…」という理由で来てくれず、非協力的である。